

# 特別支援学校における知的障害のある児童生徒への 性教育の実施状況と課題

金森明日夏\*・柳澤亜希子\*\*

The Current Situation and Issues of Sexuality Education for Children with Intellectual Disabilities in Special Needs Schools

KANAMORI Asuka\*, YANAGISAWA Akiko\*\*

(Received September 26, 2025)

本研究では、特別支援学校の各学部の学級担任を対象に、知的障害のある児童生徒への性教育の実施状況と課題についてアンケート調査を実施した。教育課程上に性教育を位置づけている特別支援学校は、半数に留まっていた。性教育について小学部では各教科等を合わせた指導で、中学部と高等部では保健体育科で主に実施していた。中学部以降は「規則正しい生活や身体の清潔」に加えて「友人関係」や「プライベートゾーン」等に関する内容が、高等部では「性犯罪から身を守る方法」や「恋愛関係」に関する内容が扱われていた。指導に際して校内の教職員間の連携はなされていたが、外部の専門家等との連携は少なかった。指導上の課題としては、発達段階等に応じた指導の難しさと教材・教具や実践に関する情報の不十分さが挙げられ、先行研究の結果と共通していた。本調査の結果と昨今の障害者の性に関する権利や問題を踏まえて、特別支援学校での性教育のあり方を考察した。

## 問題の所在と目的

昨今、知的障害者や発達障害者の特性につけ込んだ性加害（NHK, 2022；東京新聞, 2025）の問題が浮き彫りになっている。法務省（2025）は、精神障害を有する性犯罪被害者のうち7割以上が知的障害に該当したこと、また、彼らの性被害に関する認識の欠如・不足が顕著であったことを報告している。岩田・中野（2019）は、発達障害者を対象とした性暴力に関する実態調査から、ADHDや自閉スペクトラム症等の発達障害者が健常者よりも性被害に遭いやすい可能性が高いことを指摘している。その要因として、「言われたことを信じる」「断ることができない」等の障害特性との関係と、それによる性暴力被害の回避の難しさを示唆している。また、法務省（2018）の調査によると、知的障害者等の被害については、性犯罪に遭遇した時の被害状況を説明することの難しさに起因して不起訴になったケースが目立っている。一方で、法務省（2025）は、性犯罪の加害者として知的障害者が散見されることを報告している。こうした現状を

踏まえると、知的障害者等が性犯罪の被害者や加害者にならないように自分の身を守るために必要な知識やスキル、他者を尊重する態度を身につけるための教育が、一層、重要となる。

障害のある人々の性については、彼らが一人の人間として豊かに生活していくための権利として保障されている。その権利は、障害者の権利に関する条約の第23条と第25条に明文化されている。第23条「家庭及び家族の尊重」では、障害者に対する婚姻、家族、親子関係、個人的な関係における差別を禁止し、障害者の生殖、家族計画に関する教育を受ける権利を認めている。また、第25条「健康」では、性及び生殖に係る健康に関する保健サービスの提供が示されている。しかしながら、知的障害のある生徒には、「性交」「避妊」「妊娠・出産」に関する学習は積極的には行われているとは言えない現状にあり（門下, 2024）、かつ、門下（2022）によると男女交際に関するルールや禁止が存在していることが明らかとなっている。知的障害者に対しては、未だ性に関する

\* 富山県立いかわ総合支援学校

\*\* 山口大学教育学部, 〒753-8513 山口県山口市吉田1677-1, yanagisawa@yamaguchi-u.ac.jp

ことがタブー視される傾向が強く（門下，2024）、偏見が根強いのが現状である。

文部科学省は、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動をとれるようにすることを目的として、令和2年度から「生命（いのち）の安全教育」推進事業に着手している。「生命（いのち）の安全教育」とは、政府が策定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえ、子どもや若い世代が性被害の被害者、加害者や傍観者にならないために開始された取組である。教育現場では、令和4年に改訂された生徒指導提要に性犯罪・性暴力に関する対応として「生命（いのち）の安全教育」の実施が盛り込まれ、令和5年度から「生命（いのち）の安全教育」が全国展開されている。教育現場においては、児童生徒の発達段階に応じながら生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、自他そして個々を尊重する態度等を身につけるための教育が推進されており、これに関連して性に関する指導の充実を図ることが求められている。

特別支援学校での知的障害のある児童生徒への性教育の実施状況に関する近年の報告には、児嶋・細瀧（2011a）の全国の特別支援学校の各学部を対象とした調査と門下（2022）の全国の特別支援学校高等部を対象とした調査、そして、井上・菊池・遠藤（2010）による特定地域の知的障害特別支援学校高等部を対象とした調査がある。これらの調査では、性教育の教育課程上の位置づけや指導形態及び指導内容、指導上の課題が報告されている。これらの調査で明らかにされた状況は、生命（いのち）の安全教育」が推進されて以降、変化が見られるのであろうか。

本研究では、文部科学省の「学校等における生命（いのち）の安全教育推進事業」の委託を受けていたA県の特別支援学校を対象に、各学部での知的障害のある児童生徒への性教育の実施状況と課題について明らかにすることを目的とした。

## 方法

### 1. 対象

A県内の特別支援学校12校の小学部、中学部、高等部の全学年の学級担任を対象とした。A県教育委員会は、文部科学省から「学校等における生命（いのち）の安全教育推進事業」の委託を受けており、令和4年度は1校、令和5年度は9校の特別支援学校が実践校として指定を受けていた。

### 2. 調査方法

質問紙によるアンケート調査を実施した。調査の実施に当たっては、まず指導教員である第二著者が対象校の

学校長に本調査の趣旨説明と協力依頼を行い、了解を得た。その上で、第一著者が対象校の管理職宛に依頼文書とアンケート調査票を郵送し、管理職から知的障害のある児童生徒を担当している対象者に調査票を配布してもらった。

### 3. 調査期間

20XX年11～12月に実施した。

### 4. 調査内容

質問項目は、調査対象者の①担当学部、②性教育の実施状況（a. 教育課程上の位置づけ、b. 年間指導計画の作成の有無と作成単位、c. 年間授業時数、d. 授業で取り上げている内容）、③性教育の実施にあたって参考にしている手引きや資料等、④「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」の認知、⑤性教育の指導体制、⑥知的障害のある児童生徒への性教育の実施上の課題であった。

### 5. 倫理的配慮

山口大学人を対象とする一般的な研究に関する審査委員会の承諾（2024-076-01）を得て実施した。本調査の実施に当たっては、管理職には口頭と文書で、回答者には文書で本調査の目的について説明した。調査票には回答したくない項目については回答しなくてもよいこと、途中で回答を中断してもよいこと、本研究以外の目的で得られた情報を使用しないこと、学校や個人が特定される形で調査結果を公表しないことを明記した。上述の事項を踏まえて本調査への協力が可能であると判断した場合には、同封の承諾書に署名をしてもらうことで調査への同意を得た。

### 6. 分析方法

各調査項目の結果について単純集計を行い、小学部、中学部、高等部の学部間での比較を行った。

## 結果

### 1. 有効回答率

12校の特別支援学校から計150名の学級担任の回答を得た。学級担任の担当学部の内訳は、「小学部」は57名（38.0%）、「中学部」は42名（28.0%）、「高等部」は51名（34.0%）であった。

### 2. 性教育の実施状況

#### 2-1. 教育課程上の位置づけ

150名中149名が回答し、性教育を教育課程上に「位置づけて指導している」のは、76名（51.0%）であった。

学部別（小学部57名、中学部42名、高等部50名）では、

「小学部」は57名中27名（47.4%）、「中学部」は42名中25名（59.5%）、「高等部」は50名中24名（48.0%）であり、「中学部」が他学部よりも「位置づけて指導している」割合が高い傾向が見られた。

性教育を教育課程上に位置づけて指導していると回答した76名に実施している教科・領域等について尋ねたところ、「日常生活の指導」（76名中41名、53.9%）、「生活単元学習」（76名中38名、50.0%）、「体育科/保健体育科」（76名中35名、46.1%）が挙げられた。「その他」（76名中11名、14.5%）では、主だって「自立活動」が挙げられ、「現場実習」「修学旅行」等も見られた。

学部別（小学部27名、中学部25名、高等部24名）では、「小学部」では「日常生活の指導」（27名中20名、74.1%）と「生活単元学習」（27名中17名、63.0%）での実施が他学部よりも高い割合で示された。「中学部」（25名中12名、48.0%）と「高等部」（24名中16名、66.7%）では、「保健体育科」に占める割合が高く、特に「高等部」で顕著であった。また、「中学部」（25名中7名、28.0%）と「高等部」（24名中7名、29.2%）では、「小学部」（27名中2名、7.4%）に比べて「特別活動」での実施も目立った（図1）。

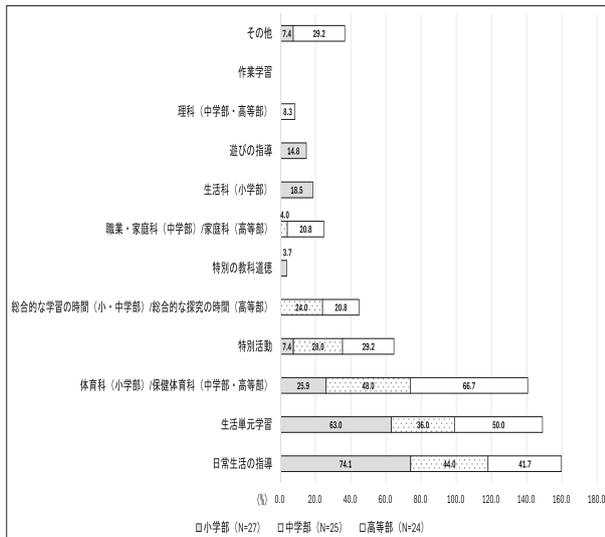


図1 各学部で性教育を実施している教科・領域等 (複数回答)

教育課程上に性教育を「位置づけていない」と回答したのは、149名中73名（49.0%）であった。「教育課程上に位置づけていない」場合、どのような場面で指導しているのかを尋ねたところ、62名の回答があった。このうち46名（74.2%）が「教育活動全体で性に関する指導を行っている」、14名（22.6%）が「各教科等の授業の中で単発的に取り上げている」、2名（3.2%）が「全く指導していない」と回答した。

学部別（小学部24名、中学部15名、高等部23名）を見ると、「小学部」（24名中19名、79.2%）と「中学部」（15

名中12名、80.0%）では、「教育活動全体で性に関する指導を行っている」に占める割合が「高等部」（23名中15名、65.2%）よりもやや高い傾向にあった。

## 2-2. 年間指導計画の作成と年間授業時数

性教育を教育課程上に「位置づけて指導している」と回答した76名に年間指導計画の作成の有無を尋ねた。「作成している」と回答したのは、76名中67名（88.2%）であった。作成単位について尋ねたところ57名が回答し、このうち34名（59.6%）が「学部ごとに作成している」、20名（35.1%）が「学校全体で作成している」と回答した。

学部別（小学部21名、中学部20名、高等部16名）では、「小学部」と「中学部」では「学部ごとに作成している」（小学部：21名中9名、42.9%；中学部：20名中11名、55.0%）、「学校全体で作成している」（小学部：21名中9名、42.9%；中学部：20名中9名、45.0%）が同等の割合であったが、「高等部」（16名中14名、87.5%）では「学部ごとに作成している」が顕著であった。

年間指導計画を「作成している」と回答した67名に年間授業時数を尋ねたところ、40名（59.7%）が回答した。このうち「1～5単位時間」と回答したのが29名（72.5%）、「6～10単位時間」と回答したのが8名（20.0%）であった。

学部別（小学部12名、中学部18名、高等部10名）では、「小学部」（12名中7名、58.3%）に比べて「中学部」（18名中14名、77.8%）と「高等部」（10名中8名、80.0%）では「1～5単位時間」が占めていた。「中学部」と「高等部」では見られなかったが、「小学部」では「11～15単位時間」（12名中2名、16.7%）、「31～35単位時間」（12名中1名、8.3%）といった回答も見られた。

## 2-3. 性教育の授業で取り上げている内容

性教育を教育課程上に「位置づけて指導している」と回答した76名に授業で取り上げている内容を尋ねたところ、「規則正しい生活や身体の清潔」（76名中57名、75.0%）、「友人関係」（76名中56名、73.7%）、「プライベートゾーン」（76名中54名、71.1%）が主に挙げられた。一方、回答が少なかったのは、「性感染症の予防」（76名中6名、7.9%）、「避妊」（76名中5名、6.6%）、「子育て」（76名中3名、3.9%）であった。「その他」（76名中5名、6.6%）として、「パーソナルスペース」や「友達との距離」といった人と関わる上での距離感、「身だしなみ」「着替えのマナー」、「生命の誕生」が挙げられた。

学部別（小学部27名、中学部25名、高等部24名）では、「小学部」（27名中23名、85.2%）と「中学部」（25名中21名、84.0%）において、「規則正しい生活や身体の清潔」に占める割合が高かった。「中学部」になると「友人関係」（25名中21名、84.0%）、「プライベートゾーン」（25名中21名、84.0%）、「身体の発達」（25名中19名、76.0%）等

を取り上げるようになっていた。これらは、「高等部」でも取り上げられていた。さらに「高等部」では、「恋愛関係」(24名中14名, 58.3%)と「性犯罪から身を守る方法」(24名中13名, 54.2%)に関する内容が扱われていた(図2)。

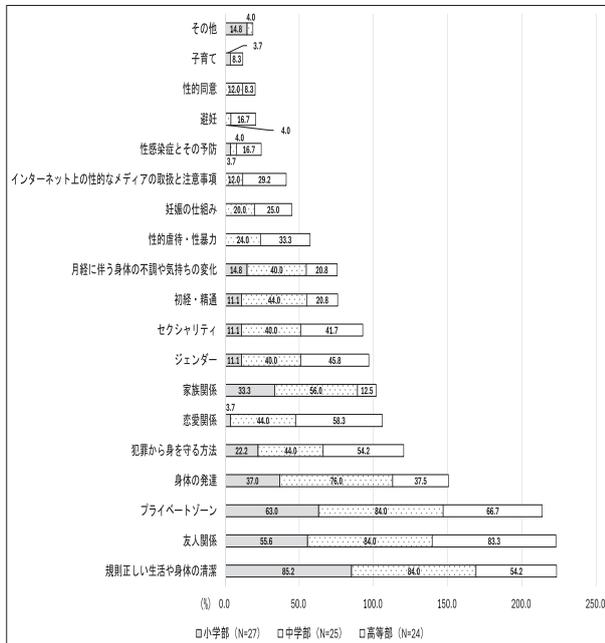


図2 各学部が性教育の授業で取り上げている内容 (複数回答)

### 3. 性教育を実施するにあたり参考になっている手引きや資料等

教育課程上に「位置づけて指導している」と回答した76名に参考になっている手引き等の有無を尋ねたところ、「参考になっているものがある」と回答したのは、59名(77.6%)であった。「参考になっているものがある」と回答した59名に参考になっている資料等を尋ねたところ、「同僚教員が作成した性教育に関する授業資料」(59名中42名, 71.2%)、「性教育に関する一般図書」(59名中39名, 66.1%)が挙げられた。一方、文部科学省や教育委員会が公開している手引きや資料が参考にされている割合は低かった。

学部別(小学部27名、中学部25名、高等部24名)に見ると、「小学部」(27名中17名, 63.0%)と「高等部」(24名中19名, 79.2%)に比べて「中学部」(25名中23名, 92.0%)は「参考になっているものがある」との回答が多かった。他学部と比べて「中学部」では、「同僚教員が作成した性教育に関する授業資料」(23名中19名, 82.6%)と「性教育に関する一般図書」(23名中19名, 82.6%)が積極的に使用されていた。他方、他学部と比べて「小学部」(17名中12名, 70.6%)では、「特別支援学校学習指導要領解説各教科等編」が使用されてい

た(図3)。

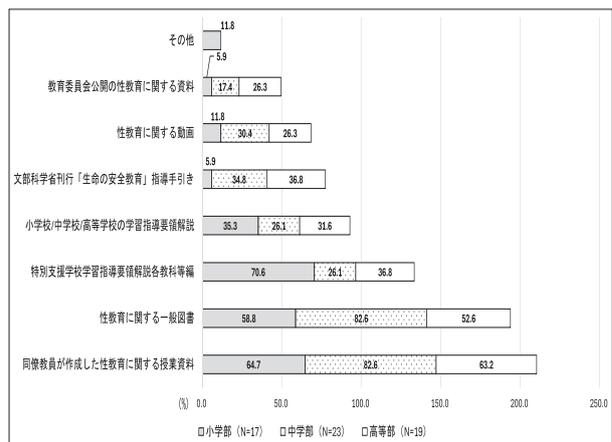


図3 各学部で参考にしている手引きや資料等 (複数回答)

### 4. 「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」の認知

性教育を教育課程上に「位置づけて指導している」と回答した76名にUNESCO(2018)が提唱している「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」について尋ねたところ、74名が回答した。このうち「知っている」と回答したのは、5名(6.8%)であった。

### 5. 性教育の指導体制

#### 5-1. 学校内教員との連携の有無と担当者

150名中149名から回答が得られ、学校内の教員と「連携している」と回答したのは、133名(89.3%)であった。

校内で連携している教職員には、「所属学部の教員」(133名中107名, 80.5%)、「養護教諭」(133名中94名, 70.7%)、「保健体育科の教員免許状を所有している教員」(133名中94名, 70.7%)が挙げられた。

学部別(小学部53名、中学部41名、高等部39名)に見ると、「中学部」(41名中26名, 63.4%)と「高等部」(39名中27名, 69.2%)では、「保健体育科の教員免許状を持っている教員」との連携の割合が高かった。

#### 5-2. 外部の専門家等との連携の有無と対象

150名中149名から回答が得られ、外部の専門家や外部機関等と「連携している」と回答したのは、18名(12.1%)であった。連携している外部の専門家等としては、「保健師」(18名中6名, 33.3%)、「助産師」(18名中5名, 27.8%)、「産科医」(18名中3名, 16.7%)が挙げられた。

学部別に見ると、「小学部」は18名中2名、「中学部」は18名中7名、「高等部」は18名中9名が回答した。

### 6. 知的障害のある児童生徒への性教育の実施上の課題

150名のうち143名(95.3%)が、「課題がある」と回

答した。主たる課題としては、「知的障害のある子どもの発達段階や知的障害の程度に応じた指導の難しさ」(143名中126名, 88.1%)、「知的障害のある子どもの発達段階や知的障害の程度に適した教材・教具の不十分さ」(143名中67名, 46.9%)、「知的障害のある子どもを対象とした性教育に関する資料や実践例の情報の少なさ」(143名中57名, 39.9%)が挙げられた。

学部別(小学部54名、中学部41名、高等部48名)では、いずれの学部も「知的障害のある子どもの発達段階や知的障害の程度に応じた指導の難しさ」が最も多かった(小学部54名中49名, 90.7%; 中学部41名中33名, 80.5%; 高等部48名中44名, 91.7%)。「小学部」(54名中30名, 55.6%)では、他学部に比べて「知的障害のある子どもの発達段階や知的障害の程度に適した教材・教具の不十分さ」を回答した割合が高かった(中学部41名中16名, 39.0%; 高等部48名中21名, 43.8%) (図4)。

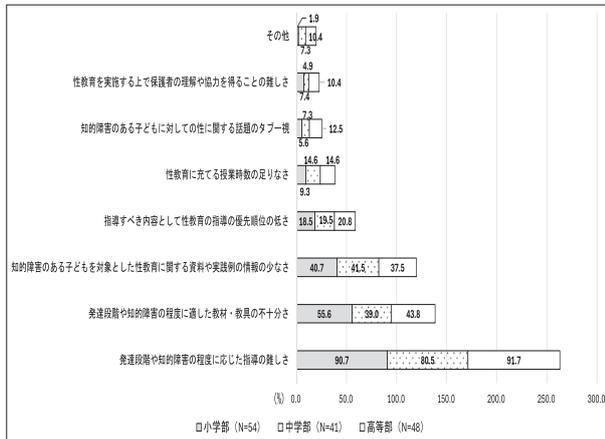


図4 各学部での性教育の実施上の課題(複数回答)

## 考察

### 1. 計画的な性教育実施のための教育課程上の位置づけの重要性

本調査では、性教育を教育課程上に位置付けていると回答した担当者は半数であった。児嶋・細測(2011a)の全国調査では、性教育を教育課程上に位置付けて実施していた特別支援学校は全体の約半数であり、一方、門下(2022)による全国調査では、教育課程上に位置付けていると回答した特別支援学校は7割であったことが報告されている。本調査の結果は、14年前に報告された児嶋・細測の調査結果に近似しており、門下の調査結果と比べると教育課程上に位置付けて性教育を実施している特別支援学校は少ないことが示された。本調査の対象校には、文部科学省の「生命(いのち)の安全教育」の推進事業の実践校に指定されていた特別支援学校が含まれていた。このため、上記事業の影響により性教育の位置づけについて変化が見られるのではないかと想定した

が、そうした影響は示されなかった。一方、教育課程上に位置付けて指導していないと回答した担任は、「学校教育全体で性に関する指導を行っている」と回答していた。文部科学省総合教育政策局・男女共同参画共生社会学習・安全課(2023)は、「生命(いのち)の安全教育」の実施にあたっては、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することとしている。このため、「学校教育活動全体」で行うということは、様々な場面を捉えて知的障害のある児童生徒に対して性に関する必要な指導を行っていると解釈できる。

しかしながら、文部科学省総合教育政策局・男女共同参画共生社会学習・安全課(2023)は、「生命(いのち)の安全教育」は、事前に、集団で一律に指導(集団指導)する内容と個々の児童生徒の状況等に応じ個別に指導(個別指導)する内容を区別しておく等、計画性をもって実施することが大切であると言及している。このことから、教育活動のどの場面で、こういった内容を、どのような形態や方法で指導するのかを明確にしておくことが、より一層、重要になると考えられる。性に関する知識については、段階的、系統的に教えていかなければいけない内容がある。特定の教科や領域で取り上げる場合には、段階性や系統性を考慮した指導を計画立てることが可能であると思われるが、教育活動全体での実施となると、この点が複雑になるのではないかと懸念される。本調査では、教育活動全体を通して指導していると回答した担任が、どのように指導を計画立てて展開しているのかまでは尋ねていないため、今後はこの点を明らかにすることが必要である。

本調査では、「中学部」においては、「小学部」と「高等部」に比べて教育課程上に位置付けて性教育を実施している傾向が示された。「中学部」では、性教育で「参考にしていく資料がある」と回答した割合が最も高かったことから、第二性徴を迎える時期により、教員の性に関する指導の必要性の意識の高まりがうかがえる。

性教育に充てている年間授業時数については、各学部とも共通して「1~5単位時間」に占める割合が高かった。児嶋・細測(2011a)は、定期的に性教育を実施している学部であっても、多くが1単位時間程度を性教育にあてるにとどまっている状況であったことを報告している。他の指導すべき教育内容とのバランスから性教育に多くの時間を割くことは現実的に難しい面があるのではないだろうか。ただし、「小学部」においては、「11~15単位時間」、「31~35単位時間」と多くの時間を割いている担当者が見られた。「小学部」では、性教育を主に「日常生活の指導」や「生活単元学習」で実施していることが影響していると推測される。

## 2. 人権を基盤とし、知的障害のある児童生徒の卒業後を見据えた指導内容の検討の必要性

性教育を実施している教科・領域として、「小学部」では、日常生活の指導と生活単元学習といった各教科等を合わせた指導の形態で実施していた。授業で取り上げている内容について、「小学部」では「規則正しい生活や身体の清潔」と「プライベートゾーン」が主に挙げられたことから基本的な生活習慣の確立を目指した指導の中で性に関する指導が取り扱われていることがうかがえる。「中学部」と「高等部」においても同様に「規則正しい生活や身体の清潔」が取り上げられていたが、「中学部」以降では「友人関係」「プライベートゾーン」「身体の発達」といった第二次性徴に伴う身体の変化と他者との関係のあり方が扱われるようになっていた。そして、「高等部」では、「友人関係」に加えて「恋愛関係」といった男女間の交際を想定した内容が取り上げられていた。また、「高等部」では、「性犯罪から身を守る方法」についても指導していた。江田・田川・松本（2000）は、教師が性教育で重視している内容として「清潔」が最も多く、小学部では生活習慣と関連した項目、中学部では第二次性徴に関連した項目、高等部では男女交際や避妊、性被害に関する項目を取り上げていることを報告している。本調査においても同様の結果が示された。

本調査から児童生徒の成長とともに授業で扱う内容が、自己の体から他者との関係性、性に関わる社会的な問題（性犯罪）を想定した対処（自己を守る方法）へと発展していることが示唆された。文部科学省総合教育政策局・男女共同参画共生社会学習・安全課（2023）は、性教育を通じて、自分の体の仕組みや性に関する知識を身に付けるとともに、子どものうちから自分や他者との関わり方、性被害や性暴力について学ぶことは、性被害の被害者・加害者・傍観者になるのを防ぐことにもつながるとしている。今回の調査結果は、この趣旨を反映したものであった。

一方で、「性感染症の予防」「避妊」「子育て」に関する内容を取り上げているとする回答は少なかった。小畑・鶴岡・古井（2021a；2021b）は、特別支援学校を卒業した知的障害者を対象とした調査から彼らが「相手を傷つけないセックスの断り方」「コンドーム使用に対する具体的な知識」「避妊検査薬についての知識」「具体的なセックスの方法」について知りたかったということを報告している。また、これら知識については、男女によって知りたい内容が異なっていることも報告している。「性感染症の予防」や「避妊」について扱おうとすると性交について扱わざるを得ない。わが国では、性教育において「人の受精に至る過程は取り扱わないこと」とする「歯止め規定」が存在する。これについて門下（2022）

は、障害者の権利に関する条約の第23条と第25条を取り上げ、知的障害者に性交について学ぶ機会を保障しなければいけないと問題提起している。前述した小畑らの報告を踏まえると、知的障害の程度や発達段階を考慮することが前提とはなるが、知的障害者が望まない性交や妊娠から身を守るためにも性感染症や避妊についての正しい知識を伝えることが必要である。

小畑・鶴岡・古井（2024）は、知的障害のある人が性教育において何を学びたいと考えているのか、彼らのニーズを明らかにすることの重要性を指摘している。性に関することは、生涯に渡る問題であるからこそ学校卒業後を見据えた指導が必要である。知的障害のある卒業生や成人の当事者の声を参考にすることが、彼らにとって必要かつ役立つ知識やスキルを伝えることにつながるのではないかと考える。

## 3. 教師の知的障害のある児童生徒の性に対する意識の転換の必要性

本調査でUNESCO（2018）が提唱している「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」について尋ねたところ、性教育を教育課程上に位置付けて指導していると回答した担任のうち「知っている」と回答した者は1割に満たなかった。「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」は、性に関する科学的知識を体系化したものであり、世界の性教育の教育基盤になるものとして普及している（小畑・鶴岡・古井，2024）が、本調査の対象となった教員においては当ガイダンスに対する認知度が低かった。

「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」は、人権を基盤として性についてのポジティブなイメージを育むために包括的な内容で構成されており、年齢別（5～8歳、9～12歳、12～15歳、15～18歳以上）に学習目標が系統的にまとめられている。指導に当たる教員から生徒の実態を知った上で、何を教えて、何を教えてはいけないのかという具体的な基準を示してほしい（菅沼・生川，2012）との意見が挙がっているが、当ガイドラインはどの年齢段階でどういった内容を指導すべきかを検討する指標として参考になるのではないだろうか。

「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」が示すように人間の性はセックスという狭義の意味を超え、セクシュアリティという包括的な概念へと広がり、幅広い内容を含み込むものへと発展している（児嶋・細淵，2011b）。知的障害のある児童生徒への性教育に困難さを感じている教員においては、性を狭義で捉えているがゆえに困難さを感じているのではないだろうか。確かに知的障害の程度や発達段階による個人差による指導の難しさはあるが、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」のキーコンセプトには、自立活動の指導で取り上げる

「人間関係」「コミュニケーション」「自己決定」に関わる内容が盛り込まれていることから、性を通して知的障害のある児童生徒の自立や社会参加のために必要な力を育てていくことにもつながると考える。

児嶋・細測（2011b）は、人間の性に対する捉え方が狭義のままであった場合には、性の人権を保障すること、そのための性教育を行うという方向ではなく、対処療法的に社会的な性道徳を教え込むという指導が横行することを危惧している。門下（2022）も個人差に応じた指導を突き詰めると個別指導が中心となる可能性が高く、「性的問題行動」を起こした生徒のみへの対処的な指導や一部の生徒に学びの機会が限定される恐れがあると問題視している。こうした両者の指摘を踏まえると、教員を含む社会には、性教育とは知的障害のある児童生徒を主体とした人権教育（門下，2022）であるとの認識の転換が求められていると言えよう。

わが国では、学校で性教育・セクシュアリティ教育を行ううえで「歯止め規定」が存在し、学習指導要領では性交については取り扱わないとされているため、学校教育では性交について教えることは避けられる傾向が続いてきた（小畑・鶴岡・古井，2024）。しかしながら、中・軽度の知的障害のある生徒の中には性交経験のある者がいる（菅沼・生川，2012）という現実と、厚生労働省とこども家庭庁（2024）による「障害者の希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援の推進について」の通知を踏まえると、知的障害の程度や経験を考慮しながら、生涯を通じた性発達とそれに必要な性教育（菅沼・生川，2012）のあり方を考えることが求められている。知的障害のある児童生徒に対して何のために性教育を行うのか、その目的をあらためて問い直す必要がある。

#### 4. 外部専門家等を活用した性教育の実施

性教育の実施にあたって、校内の教員と「連携している」と回答したのは約9割であった。連携している者としては「所属学部の教員」、次いで「養護教諭」が示された。必要に応じて養護教諭の協力を得つつ、主だって担当学部の教員とで性教育を実施していることがわかる。性教育の年間指導計画を「学部ごとに作成している」との回答が目立ったことから、学部を超える等して学校全体で連携を図っているというよりは、各学部内で対応していることがうかがえる。

「中学部」と「高等部」では、「保健体育科の免許状を持っている教員」と連携して性教育を実施していた。教育課程上に位置付けて指導している場合、性教育を実施している教科・領域等として、「中学部」以降は「保健体育科」に占める割合が高くなっており、「高等部」ではそれが顕著になっていた。保健体育科の免許状を所有

している教員と連携しているとのことであり、「保健体育科」の授業で性に関する指導を担当しているのは、保健体育科の免許状を所有している教員であった。

性教育での外部専門家や外部機関との連携については、「連携している」との回答は12.1%と少なかった。門下（2022）は、学校が外部と連携することは教員が性について学ぶ好機になること、限られた時間の中で全ての生徒に性の学びを保障する工夫になるとして、性教育を実施する上で外部講師の派遣を推奨している。ただし、外部講師に依存しすぎると、教職員が性教育実践の主体者として成長することができにくくなり、実際に生かせるようにするのは教員の役目である（門下，2022）ため、外部講師の活用にあたっては、知的障害のある児童生徒に何を指導するのか（してほしいのか）、明確な指導意図をもって協力をあおぐことが重要である。

#### 5. 性教育充実のための教職員の学びの機会

知的障害のある児童生徒への性教育に関しては、先行研究（江田・田川・松本，2000；井上・菊池・遠藤，2010；門下，2022；児嶋・細測，2011a；菅沼・生川，2012；高田・郷間・牛山，2017）では、指導に当たる教員は、「生徒の個人差が大きい」「適切な教材・教具がない」「時間が十分とれない」（門下，2022）といったことや、「教え方がわからない」「学習機会がない」「知識がない」（井上・菊池・遠藤，2010）といった困難さを感じていることが報告されている。本調査でも「知的障害のある子どもの発達段階や知的障害の程度に応じた指導の難しさ」「知的障害のある子どもの発達段階や知的障害の程度に適した教材・教具の不十分さ」「知的障害のある子どもを対象とした性教育に関する資料や実践例の情報の少なさ」が挙げられており、同様の課題が示された。

知的障害の程度を考慮して指導内容を検討することの難しさは確かにあるが、発達段階に関しては前述した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」が1つの参考になるのではないかと考える。本調査では、性教育を実施するにあたり参考にしている主な手引きや資料等として、「同僚の教員が作成した性教育に関する授業資料」が挙がっていた。これまでの授業資料が校内で蓄積されているのであれば、こういった実態の児童生徒に、何を、どのように教えてきたのかを分析することでヒントやアイデアが得られるかもしれない。さらに、昨今は、「生命（いのち）の安全教育」推進事業を通して教材や指導の手引きの作成を進められており、各学校の取組事例についても紹介をしている。知的障害のある児童生徒向けの教材や事例が充実しているとは言い難いが、他校種の実践から学べることもあるのではないだろうか。また、本調査の対象となった特別支援学校の半数近くが

「生命（いのち）の安全教育」の実践校として指定されていたことから、域内で各学校の実践成果を共有することで知的障害のある児童生徒の性教育の進展を期待したい。

性教育の実施に関わる課題に加えて、永谷・工藤・矢野・岩佐（2013）は、性教育の難しさとして「生徒が理解したかどうか分からない」と性教育の指導の効果の不明瞭さと、妊娠・出産、性被害・性加害などの内容は教育した直後や在学中に指導の効果を測ることができないといった指導の評価に関わる課題を言及している。指導内容によっては、永谷らが指摘するように評価が難しいものもあるであろう。しかし、性教育を通して、知的障害のある生徒に「自分のことを大切にすようになった」「自分の身体を清潔にするようになった」「友達や家族など身近な人を大切にすようになった」といった肯定的な変化（門下，2022）が見られている。こうした児童生徒の変化を捉えるためには、何をねらって指導するのかが明確であることが大切であり、それにはやはり教育課程上のどこに位置づけて指導するのかが重要になる。

門下（2022）は、性教育を行うことで教員にも「性に関する知識が身に付いた」「教師間で性教育に関する話題が増えた」「生徒から相談されるが増えた」といった変化が認められたことを報告している。知的障害のある児童生徒への性教育には指導上の難しさが存在するが、実践を通しての教師の学びや意識の高まりがうかがえる。鶴岡・林（2021）は、特別支援学校での性教育に関する校内研修の取組から、教師個人の性に対する価値観の変化を報告している。ただし、鶴岡らは、教師個人の自助努力に任せるのではなく、校内の人的資源の活用や校内での研修体制の整備の必要性を指摘している。「生命（いのち）の安全教育」の推進を契機として、特別支援学校での性教育の有り様や教師の意識を転換するための研修が求められる。

## 6. 本研究の課題

本調査では、A県内の特別支援学校を対象として、知的障害のある児童生徒への性教育の実施状況を明らかにした。特定の地域を対象とした調査であるため、得られた結果は限定的なものであり、特別支援学校や知的障害のある児童生徒の全体像を示すものではないことに留意が必要である。また、本調査では、文部科学省の「学校等における生命（いのち）の安全教育推進事業」の受託が性教育の実施状況に変化をもたらしているかとの想定で、数校の特別支援学校が実践校としての指定を受けていたA県を対象とした。調査結果はあくまでもA県の実態であり、上述の推進事業を受託した学校全体の特徴を示すものではないことにも留意が必要である。

知的障害のある児童生徒への性教育では、教員が指導上の困難さとして挙げているように、発達段階や知的障害の程度によって指導の在り方に工夫が必要となる。知的障害の程度に応じた性教育の在り方を検討するために、学校現場では知的障害の程度によってどのような実践が行われているのか、また、各学部での実践がその後どのように引き継がれているのか、指導の系統性を含めて指導の具体を把握することが今後の課題である。

## 付記

本稿は、第一著者が山口大学教育学部に提出した令和6年度卒業論文「特別支援学校における知的障害のある児童生徒に対する性教育の実施状況と課題」を加筆・修正したものである。

## 謝辞

ご多用の中、本調査にご協力をいただきましたA県内の特別支援学校の先生方に心より感謝申し上げます。

## 文献

- 江田祐介・田川元康・松本美穂（2000）障害児の性および性教育に対する教師の意識. 上越教育大学障害児教育実践センター紀要, 6, 19-27.
- 法務省（2018）性犯罪に係る不起訴事件調査.
- 法務省（2025）精神障害を有する者等の性犯罪被害に関する研究第3章特別調査, 研究部報告, 68, 22-130.
- 井上京子・菊池圭子・遠藤恵子（2010）特別支援学校の児童生徒の性に関する調査－教員を対象として－. 山形保健医療研究, 13, 83-94.
- 岩田千亜紀・中野宏美（2019）発達障害者への性暴力の実態に関する調査. 東洋大学社会学部紀要, 56（2）, 23-37.
- 門下祐子（2022）知的障害特別支援学校高等部における性教育の実施状況と男女交際ルールの存在－全国実態調査にもとづいて－. 福祉社会開発研究, 14, 5-16.
- 門下祐子（2024）知的・発達障害者に対する包括的性教育（CES）推進に向けての指針－4つの視点から、教育を担う者のまなざしを問う－. 臨床発達心理実践研究, 19, 5-9.
- 児嶋芳郎・細渕富夫（2011a）知的障害特別支援学校における性教育実践の現状と課題－全国実態調査の結果より－. 埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要, 10, 105-110.
- 児嶋芳郎・細渕富夫（2011b）障害者の性及び性教育の国際的到達点と課題－障害者権利条約における審議過程を中心に－. 埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要, 9, 81-90.

- 小畑伸五・鶴岡尚子・古井克憲（2021a）知的障害特別支援学校における性教育の実践課題－卒業生を対象としたインタビュー調査を通して－. 和歌山大学教育学部紀要教育科学, 72, 65-70.
- 小畑伸五・鶴岡尚子・古井克憲（2021b）知的障害のある人は特別支援学校の性教育で何を学んだのか－卒業生を対象としたインタビュー調査から－. 和歌山大学教育学部紀要教育科学, 71, 11-18.
- 小畑伸五・鶴岡尚子・古井克憲（2024）知的障害特別支援学校におけるセクシュアリティ教育（包括的性教育）の成果－高等部卒業生へのインタビュー調査を通して－. 和歌山大学教育学部研究紀要教育科学, 74, 17-24.
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長・こども家庭庁支援局家庭福祉課長・こども家庭庁支援局虐待防止対策課長・こども家庭庁成育局母子保健課長（2024）障害者の希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援の推進について.
- 文部科学省総合教育政策局・男女共同参画共生社会学習・安全課（2023）「生命（いのち）の安全教育」の取組について.
- 永谷智恵・工藤恭子・矢野芳美・岩佐有子（2013）高等養護学校における性教育に対する教諭の認識. 北海道文教大学研究紀要, 38, 37-44.
- NHKみんなでプラス（2022）性暴力を考える. 障害の特性につけ込まれ…埋もれた障害者の性被害.  
<https://www.nhk.or.jp/minplus/0026/topic045.html>  
（2025年9月1日閲覧）
- 菅沼徳夫・生川善雄（2012）中・軽度知的障害児の性教育に対する特別支援学校教師の意識－教師への聞き取り調査を通して－. 千葉大学教育学部研究紀要, 60, 159-165.
- 高田千鶴・郷間英世・牛山道雄（2017）知的障害児への恋愛や交際をテーマにした授業の実施状況とその規定要因の検討－国立大学法人附属特別支援学校の教諭を対象とした質問紙調査から－. 学校保健研究, 59, 28-39.
- 東京新聞（2025）知的障害者たちの性被害が深刻.  
<https://www.tokyo-np.co.jp/article/381952>（2025年9月1日閲覧）
- 鶴岡尚子・林修（2021）特別支援学校における性教育に関する実践的研究（Ⅰ）－教師のニーズを出発点にした校内研修の試み－. 和歌山大学教職大学院紀要学校教育実践研究, 6, 63-72.
- UNESCO（2018）International teaching guidance on sexuality education: An evidence-informed approach, Revised Edition. UNESCO.